

常任委員会の終了時刻一覧（令和 3 年 3 定～令和 8 年 2 定）

令和 3 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
3 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	18	16	1				1		
事務事業	説 明	0								
	質 疑	17	5	3	3	1	2			
4 定	事前説明	9	8	1						
	会 期 中	16	14	1	1					
合計		69	52	6	4	3	1	3	0	0
			75.4%	8.7%	5.8%	4.3%	1.4%	4.3%	0.0%	0.0%

令和 4 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
1 定	事前説明	9	8		1					
	中途議決	9	9							
	会 期 中	29	21	3	1	1	1	1		1
2 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	13	1	2					
3 定	事前説明	9	7	1					1	
	会 期 中	16	12	1		2		1		
事務事業	説 明	9	9							
	質 疑	14	1	3	4	1	2			3
4 定	事前説明	9	8				1			
	会 期 中	16	12	1	2					1
合計		145	109	10	10	4	4	2	1	5
			75.2%	6.9%	6.9%	2.8%	2.8%	1.4%	0.7%	3.4%

令和 5 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
1 定	事前説明	9	8							1
	中途議決	9	9							
	会 期 中	27	18	4	2	1			2	
2 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	15	1						
3 定	事前説明	9	7	1	1					
	会 期 中	14	13		1					
事務事業	説 明	9	9							
	質 疑	16	6	1	1	6	2			
4 定	事前説明	8	7			1				
	会 期 中	16	16							
合計		142	117	7	5	8	2	0	2	1
			82.4%	4.9%	3.5%	5.6%	1.4%	0.0%	1.4%	0.7%

令和 6 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
1 定	事前説明	10	8	1	1					
	中途議決	10	10							
	会 期 中	28	21	1	3	2	1			
2 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	13	13							
3 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	14	1	1					
事務事業	説 明	9	9							
	質 疑	11	4		1	1	4	1		
4 定	事前説明	12	7		2	2			1	
	会 期 中	15	14	1						
合計		142	118	4	8	5	5	1	1	0
			83.1%	2.8%	5.6%	3.5%	3.5%	0.7%	0.7%	0.0%

令和 7 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
1 定	事前説明	9	8	1						
	中途議決	10	10							
	会 期 中	28	19	2	4	2	1			
2 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	9	9							
3 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	16							
事務事業	説 明	0								
	質 疑	19	5		4	4	2	3	1	
4 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	14	1				1		
合計		134	108	4	8	6	3	4	1	0
			80.6%	3.0%	6.0%	4.5%	2.2%	3.0%	0.7%	0.0%

令和 8 年

時期	区分	回数	終 了 時 刻							
			17時台まで	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時台以降
1 定	事前説明	9	8	1						
	中途議決	9	9							
	会 期 中	30	22	1	1	5	1			
2 定	事前説明	9	9							
	会 期 中	16	14		2					
合計		73	62	2	3	5	1	0	0	0
			84.9%	2.7%	4.1%	6.8%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%

※1定の「会期中」の欄には、中途議決に係る委員会以外の委員会を記載している。
※事前説明の期間や会期中に、事務事業の説明や質疑が行われている場合でも、事前説明・会期中で計上している。
※役員互選のための委員会は計上していない。

終了時刻が 2 1 時以降の常任委員会一覧（令和 3 年 3 定～令和 8 年 2 定）

年	会期等	月日	開始時刻	終了時刻	委員会	主な会議事件	関係局	審査時間	2 日間合計審査時間
令和 3 年	3 定	1 0 月 8 日	1 3 : 0 0	2 2 : 1 9	厚生	付託議案審査、報告事項（質疑）	福祉保健局、病院経営本部	8 時間 1 9 分	—
	事務事業	1 1 月 9 日	1 3 : 0 0	2 1 : 1 1	環建	事務事業（質疑）	環境局	7 時間 8 分	—
		1 1 月 1 8 日	1 3 : 0 0	2 2 : 3 4	文教	事務事業（質疑）	教育庁	8 時間 3 1 分	—
		1 1 月 1 8 日	1 3 : 0 0	2 2 : 5 2	厚生	事務事業（質疑）	福祉保健局	8 時間 4 6 分	—
令和 4 年	1 定	3 月 1 5 日	1 3 : 0 0	2 2 : 2 8	経港	予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	中央卸売市場、産業労働局	8 時間 2 2 分	—
		3 月 1 6 日	1 3 : 0 0	2 1 : 4 9	厚生	予算調査、付託議案審査	福祉保健局	7 時間 4 5 分	—
		3 月 1 6 日	1 7 : 3 0	2 3 : 5 1	都市	予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	都市整備局	3 時間 4 9 分	4 時間 4 3 分
		3 月 1 7 日	0 0 : 0 5	1 3 : 5 2		予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）、意見開陳 ※決定日	都市整備局、所管全局	5 4 分	
	3 定	9 月 1 5 日	1 8 : 4 4	2 3 : 1 1	文教	提出予定案件（説明）、報告事項（説明）、請願・陳情審査	生活文化スポーツ局、教育庁	4 時間 1 5 分	—
		9 月 3 0 日	1 3 : 0 0	2 2 : 2 0	文教	付託議案審査、報告事項（質疑）	生活文化スポーツ局、教育庁	8 時間 9 分	—
	事務事業	1 1 月 1 日	1 3 : 0 0	2 1 : 5 5	経港	事務事業（質疑）	中央卸売市場、港湾局	7 時間 4 9 分	—
		1 1 月 1 日	1 3 : 0 0	2 3 : 5 6	文教	事務事業（質疑）	教育庁	9 時間 3 8 分	1 2 時間 1 0 分
		1 1 月 2 日	0 0 : 0 5	0 2 : 3 7				2 時間 3 2 分	
		1 1 月 8 日	1 3 : 0 0	2 3 : 5 1	厚生	事務事業（質疑）	福祉保健局	9 時間 5 3 分	1 1 時間 2 5 分
		1 1 月 9 日	0 0 : 1 0	0 1 : 4 2				1 時間 3 2 分	
		1 1 月 1 0 日	1 3 : 0 0	2 1 : 1 8	総務	事務事業（質疑）	子供政策連携室、監査事務局、デジタルサービス局	7 時間 1 3 分	—
		1 1 月 1 0 日	2 0 : 1 5	2 3 : 4 6	都市	事務事業（質疑）	都市整備局	3 時間 1 4 分	5 時間 1 2 分
		1 1 月 1 1 日	0 0 : 0 5	0 2 : 0 3				1 時間 5 8 分	
	4 定	1 1 月 3 0 日	1 3 : 0 0	2 1 : 0 7	総務	事務事業（質疑）、提出予定案件（説明）、報告事項（説明）、陳情審査	政策企画局、総務局	7 時間 2 5 分	—
		1 2 月 1 3 日	2 3 : 4 9	2 3 : 5 0	文教	なし（日またぎの手続）	なし	1 分	2 0 分
		1 2 月 1 4 日	0 7 : 0 0	0 7 : 1 9		付託議案審査	所管全局（※決定日）	1 9 分	

年	会期等	月日	開始時刻	終了時刻	委員会	主な会議事件	関係局	審査時間	2日間合計審査時間
令和5年	1定	2月 9日	13:31	23:57	文教	提出予定案件（説明）、報告事項（説明・質疑）、請願・陳情審査	生活文化スポーツ局、教育庁	9時間 1分	11時間56分
		2月10日	00:05	03:17		報告事項（質疑）、請願・陳情審査	教育庁	2時間55分	
		3月14日	13:00	23:12	厚生	議案調査、予算調査、付託議案審査	福祉保健局	8時間53分	—
		3月14日	13:00	23:43	文教	予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	教育庁	9時間37分	—
	事務事業	11月16日	13:00	21:22	厚生	事務事業（質疑）	福祉局	7時間39分	—
		11月21日	13:00	21:24	文教	事務事業（質疑）	教育庁	7時間44分	—
令和6年	1定	3月15日	13:00	21:18	文教	予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	教育庁	7時間23分	—
	事務事業	10月31日	13:00	21:35	経港	事務事業（質疑）	中央卸売市場、港湾局	7時間53分	—
		10月31日	13:00	22:23	環建	事務事業（質疑）	環境局	8時間24分	—
		11月 7日	13:00	21:05	経港	事務事業（質疑）	労働委員会事務局、産業労働局	7時間28分	—
		11月14日	13:00	21:03	環建	事務事業（質疑）	建設局	7時間 8分	—
	4定	11月27日	13:00	21:13	厚生	事務事業（質疑）	福祉局	7時間26分	—
		11月29日	13:00	23:12	文教	事務事業（質疑）、提出予定案件（説明）、報告事項（説明）、請願審査	教育庁	9時間 5分	—
令和7年	1定	3月19日	13:00	21:03	文教	予算調査、付託議案審査、報告事項（説明・質疑）	教育庁	7時間13分	—
	事務事業	10月30日	13:00	22:20	厚生	事務事業（質疑）	福祉局	8時間19分	—
		11月11日	13:00	22:58	経港	事務事業（質疑）	スタートアップ戦略推進本部、中央卸売市場	9時間	—
		11月18日	13:00	21:32	文教	事務事業（質疑）	教育庁	7時間30分	—
		11月18日	13:00	21:24	厚生	事務事業（質疑）	保健医療局	7時間43分	—
		11月18日	13:00	23:02	経港	事務事業（質疑）	産業労働局	9時間 2分	—
		11月20日	13:00	22:47	都市	事務事業（質疑）、報告事項（質疑）	都市整備局	8時間38分	—
	4定	12月12日	13:00	22:23	経港	契約議案調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	中央卸売市場、スタートアップ戦略推進本部、港湾局、産業労働局	8時間22分	—
令和8年	1定	3月18日	13:00	21:33	経港	予算調査、付託議案審査、報告事項（質疑）	産業労働局	7時間19分	—

※定例会の事前説明の期間に開催された委員会は、当該定例会として記載。審査時間は、休憩時間を除いた時間

各定例会の会期日数及び議決件数等一覧（令和３年３定～令和８年２定）

本会議・ 常任委員会	提　　出	案　　件	令和３年		令和４年				令和５年				令和６年				令和７年				令和８年	
			３定	４定	１定	２定	３定	４定	１定	２定	３定	４定	１定	２定	３定	４定	１定	２定	３定	４定	１定	２定
			１６日	１６日	３８日	１５日	１８日	１５日	３８日	１６日	１７日	１６日	３８日	１５日	１７日	１６日	３８日	５日	１６日	１６日	３８日	１６日
本会議	知事提出議案	予　　算	４	１	３５	１	２	３	３５	１		１	３６		１		３８	３		３	３３	１
		条　　例	１８	１５	６１	４４	１７	１５	４８	２１	１３	８	９３	９	５９	１４	９５	１４	１６	１７	６１	９
		契　　約	１３	８	５	７	２	７	１７	２１	８	６	１０	９	８	７	１８	１２	１３	１４	１９	１５
		事　　件	２	８	１２	７	１２	３９	１２	８	１２	１１	６	１３	２２	１４	１２	１５	１７	３７	９	１４
		諮　　問				２		１				１	２	１			２			１	２	１
		専決処分	１			１	１			２	２		１	１		１	１	１			１	１
		人事案件	７		２２	７	１２	１	４	３	８	２	１１	１	９	１	３５	４	１２		６	５
		決算（各決分）		１７				１７				１８				１９				１９		
		決算（公決分）		１１				１２				１０				９				９		
	小　　計		４５	６０	１３５	６９	４６	９５	１１６	５６	４３	５７	１５９	３４	９９	６５	２０１	４９	５８	１００	１３１	４６
	議員提出議案	条　　例	１	２	４	１	４	３	７	２	１	４	２	１	３	２	６	２	１	５	６	２
		意　見　書	１			１	１	２	１		３		１	１	１				１	１		
		決　　議	１	１	３		１	１				２		１		１				１	４	
	小　　計		３	３	７	２	６	６	８	２	４	６	３	３	４	３	６	２	２	７	１０	２
	請願・陳情	請　　願		５	３８	４	２	３	４４	３	９	８	３６	３	１	５	３３	２３		３	３１	７
		陳　　情		２４	３４	１０	３６	１５	４０	６	１４	１７	４０	１０	２０	２０	３０	３０		５４	６３	１８
	小　　計		０	２９	７２	１４	３８	１８	８４	９	２３	２５	７６	１３	２１	２５	６３	５３	０	５７	９４	２５
常任委員会	報　告　事　項		２５	１９	３９	２７	２９	１０	２８	３４	３０	１３	３０	２５	２６	１２	３７	３１	２１	１２	３６	３２
合　　　　計			７３	１１１	２５３	１１２	１１９	１２９	２３６	１０１	１００	１０１	２６８	７５	１５０	１０５	３０７	１３５	８１	１７６	２７１	１０５

※決算の件数は、会計数を記載

※請願・陳情の件数は、分割付託した件数を含めて記載

※報告事項の件数は、常任委員会（事前説明日を含む）における報告事項の件数を記載（事務事業の説明・質疑時に行った報告事項の件数は含まない）

常任委員会の会期中の審査日数一覧（令和３年３定～令和８年２定）

定例会		１定	２定	３定	４定
会期中審査日の設定日数		４日（中途議決日前を除く）	３日（改選前は１日）	３日	３日
令和３年	１日			公、警	公、警
	２日			総、財（※）、文、都、厚、経（※）、環	総、財、文、都、厚、経、環
	３日			なし	なし
	４日			—	—
令和４年	１日	なし	公、警	公、警	公、警
	２日	警	総、財、文、都、厚、経、環	総、財、文、都、厚、経、環	総、財、都、厚、経、環
	３日	財、都、厚、経、環	なし	なし	文（日またぎの手続のための委員会１日を含む）
	４日	総、文、公	—	—	—
令和５年	１日	なし	公、警	都、経、公、警	公、警
	２日	厚（福祉保健局１局のみ）、警	総、財、文、都、厚、経、環	総、財、文、厚、環	総、財、文、都、厚、経、環
	３日	財、文、都、経、環	なし	なし	なし
	４日	総、公	—	—	—
令和６年	１日	なし	総、都、経、公、警	公、警	都、公、警
	２日	警	財、文、厚、環	総、財、文、都、厚、経、環	総、財、文、厚、経、環
	３日	財、文、都、厚、経、環	なし	なし	なし
	４日	総、公	—	—	—
令和７年	１日	なし	全委員会（改選前）	公、警	公、警
	２日	警	—	総、財、文、都、厚、経、環	総、財、文、都、厚、経、環
	３日	財、文、都、厚、経、環	—	なし	なし
	４日	総、公	—	—	—
令和８年	１日	なし	公、警		
	２日	警	総、財、文、都、厚、経、環		
	３日	財、都、厚、環	なし		
	４日	総、文、経、公	—		

※開会日の翌日に、コロナ関連の補正予算案の審査（質疑・決定）の委員会を１日開催しているが、その日は日数に含めていない。

11道府県における状況（本会議・委員会の会議時間・運営）

	1. 予備日等の設定（通常の場合）				2. 常任委員会の開始時刻		
	本会議		常任委員会（会期中の最終日議決に係る審査日）		通常の開始時刻	根拠	経緯及び理由
	有無	設定状況（事実上の予備日等を含む）	有無	設定状況（事実上の予備日等を含む）			
北 海 道	なし	—	なし	—	・ 定例会開会日前日及び閉会日前日は10時00分 ・ 閉会中の毎月第1火曜日（7月及び10月を除く）は13時00分	慣例	・ 定例会開会日前日及び閉会日前日：10時から常任委員会（9委員会同時開催）、13時から特別委員会（6委員会同時開催）を開催しているため。 ・ 閉会中の毎月第1火曜日：遠方から来る議員の移動時間を考慮し13時開会としている。なお、特別委員会は翌日の10時から開催している。
宮 城 県	なし	—	なし	—	10時00分	申合せ	
埼 玉 県	なし	—	なし	—	10時00分	慣例	
千 葉 県	なし	—	あり	各定例会とも、予備日を1日設けている。	10時00分	会議規則・議会運営委員会申合せ	本会議と同じ時刻に開始している。
神 奈 川 県	なし	—	なし	—	10時30分	慣例	
静 岡 県	なし	—	あり	定例会により、予備日等を1日又は2日設けている時もある。	10時30分	慣例	本会議と同じ時刻に開始している。
愛 知 県	なし	—	なし	—	13時00分	議会運営委員会決定	平成7年から当初予算等を審議する2月定例会の会期と日程について検討を行い、平成8年2月16日の議会運営委員会において、委員会は午後1時から開始することが決定された。その後、補正予算等を審査する6・9・12月定例会の委員会も午後1時から開始されている。
京 都 府	なし	—	なし	—	13時30分	申合せ	
大 阪 府	なし	—	あり	定例会により、知事質問の予備日を1日設けている時もある。	10時00分	慣例	不明
兵 庫 県	なし	—	あり	定例会により、予備日等を1日設けている時もある。	10時30分（審議時間が長時間になると予想される場合は10時00分）	慣例	
広 島 県	あり	定例会により、予備日等を1日又は2日設けていることが多い。	あり	各定例会とも、予備日等を1日設けている。	10時30分	申合せ	

※予備日等とは、当初予定した本会議・常任委員会開催日以外に本会議・常任委員会を開催できる予備日・調整日等をいう。

会議日程上、明確に設定している場合だけでなく、実際の審議等に要する日数より多く、本会議・常任委員会の設定が可能となっている場合を含む。

	3. 常任委員会の終了時刻						
	上限となる時刻の設定				終了予定時刻	実際の終了時刻（令和7年中）	
	設定の有無	時刻	根拠	上限となる時刻に質疑等が終わらない時の対応	委員会当日の終了予定時刻の確認の有無	概ねの終了時刻	最も遅い時刻に終了した委員会の終了時刻
北海道	なし	—	—	—	していない	全155回の委員会の平均開催時間は25分で、うち1時間を超える委員会は10回であった。	14時44分（13時19分開始）
宮城県	なし	—	—	—	していない	令和7年度中における常任委員会の開催日数の合計は76日。この内、70日は10時に開会。10時に開会され、12時前に閉会とした委員会は54日、12時以降に閉会した委員会は16日	14時38分 （令和7年度）
埼玉県	なし	—	—	—	していない	審議内容により終了時間は大きく異なるが、12時～14時前後	16時08分
千葉県	あり	17時00分	会議規則・議会運営委員会申合せ	質疑等が終わらない場合の対応に係る規定はないが、会期日程上、委員会予備日（本会議休会）を1日設けている。先例では、記録上、既定終了時刻を超過して質疑等を続けた例が複数ある外、委員会予備日に開催した例（2例）及び委員長が質疑等を打ち切った例（1例）がある。	していない	本県では常任委員会が8つ置かれ、定例会が年4回開催される。定例会における通常開催（主に閉会日議決に係る分の議案、請願等に係る審査）の場合、15時までに終了したのが26委員会、15時を超過して終了したのが6委員会あった（うち4つは健康福祉常任委員会）。	17時02分
神奈川県	なし	—	—	—	していない	16時	21時10分
静岡県	なし	—	—	—	していない	17時までには終了している。	16時45分
愛知県	なし	—	—	—	していない	会期中の常任委員会は概ね17時までには終了している。	18時22分
京都府	あり	17時00分	申合せ	委員長から、引き続き委員会を行う旨を宣言し、委員の了解を得ることとしている。	していない	14時30分～15時30分	16時23分
大阪府	なし	—	—	—	していない	概ね17時までに終了している	17時09分
兵庫県	なし	—	—	—	していない	委員会によるが、早い委員会で11時30分頃、遅い委員会で12時30分頃	13時18分（※なお、特定テーマ調査研究として学識経験者等から意見聴取した場合は夕方までかかっている。）
広島県	なし	—	—	—	していない	概ね8割の委員会が12時までに終了しているが、12時以降に終了している委員会が17委員会あった。	12時34分

	4. 常任委員会における質疑通告			5. 常任委員会の質疑時間に関するルール		6. 常任委員会における同一案件に係る質疑	
	実施の有無	通告の締切時刻	根拠	質疑時間に関するルール（質疑時間の制限・質疑時間の担保の仕組みなど）の有無	内容・根拠（申合せ等）	同一案件（条例案、報告事項等）について、あらかじめ日を分けて質疑する事例の有無	基準・考え方
北 海 道	あり	前日（委員会開催日の前日が土・日・祝日等に当たるときは、その前日）の12時00分	各委員会の理事会で委員会運営方法を決定	なし	—	なし	—
宮 城 県	なし	—	—	なし	—	なし	—
埼 玉 県	なし	—	—	あり	正副委員長会議において、「各委員の公平な発言の機会を確保すること」と申し合わせている。	なし	—
千 葉 県	なし	—	—	なし	—	なし	—
神 奈 川 県	なし	—	—	なし	—	なし	—
静 岡 県	なし	—	—	あり	各会派代表者会議申し合わせ事項において、委員1人当たり答弁時間を含めて原則60分以内、部局の入れ替えを行う委員会においては、委員1人当たり答弁時間を含めてそれぞれ原則40分以内と定めている。	なし	—
愛 知 県	なし	—	—	なし	—	なし	—
京 都 府	なし	—	—	あり	申合せにおいて、「所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。」と規定されている。	なし	—
大 阪 府	あり（知事への質問に限り採用）	知事質問について、自身の一般審査の質問時において質問項目を明確にし、委員長に口頭により通告	申合せ	あり	根拠：委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項 内容： ①一般審査 各会派に、所属委員1人当たり60分（答弁時間を含む）を乗じた時間を配分し、機会均等を図るため1人1回につき60分以内としている。ただし、決算審査（11月定例会）については、上記の60分を30分と読み替える。 ②知事質問 各会派に、知事質問の質問通告者1人当たり10分（質問時間のみ）を乗じた時間を配分している。	あり	常任委員会の審査日程は、各定例会の招集告示日の議会運営委員会において決定しており、各委員会あたり一般審査2日間、知事質問1日の計3日間設定し、質疑を実施している。
兵 庫 県	なし	—	—	なし	—	なし	—
広 島 県	なし	—	—	なし	—	なし	—

	7 予算規模（令和8年度） ＜単位:億円＞				8 本会議における答弁
	一般会計	特別会計	公営企業会計等	合計	質問者が質問中で知事に答弁を求めている場合に、知事以外の理事者が答弁している事例の有無 (令和7年以降)
北海道	31,681	10,377	特別会計に含む	42,058	あり
宮城県	10,959	4,253	466	15,678	あり
埼玉県	24,349	12,755	2,166	39,270	なし
千葉県	22,535	20,384	3,498	46,417	あり
神奈川県	23,759	23,277	1,710	48,747	なし
静岡県	14,141	8,073	854	23,068	なし
愛知県	32,224	13,558	2,573	48,355	あり
京都府	10,433	5,485	363	16,281	あり
大阪府	39,216	32,852	1,475	73,543	あり
兵庫県	23,182	18,359	3,762	45,303	あり
広島県	11,514	5,477	187	17,178	あり

「7 予算規模（令和8年度）」に関する注意書き

- 1 金額は、各道府県が公表した令和8年度当初予算資料による。
- 2 準公営企業会計は、「公営企業会計等」に含めている。
- 3 各会計について億円未満を四捨五入している。なお、各道府県が億円単位で公表している各会計の数値はそのまま記載している。このため、内訳の合計と各道府県が公表する総会計額が一致しない場合がある。
- 4 各道府県の「公営企業会計等」は、各道府県の公表値をそのまま記載している。集計対象及び集計基準は必ずしも同一ではないため、単純に比較することはできない。
- 5 北海道は、公表資料上、公営企業会計を含めて「特別会計」として計上しているため、「公営企業会計等」欄には重ねて計上していない。

委員会のオンライン出席（開会）の規定の状況（13都道府県・標準都道府県議会委員会条例）

	委員会条例等におけるオンライン出席（開会）の規定	大規模な災害の発生	感染症のまん延	育児	介護	その他	備考
東京都	（委員会の開会方法の特例） 第十三条の二 委員長は、 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への招集が困難と認める場合には 、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。		△ ※				※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症のみ
北海道	（開催方法の特例） 第十三条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延を防止するため又は大規模な災害の発生等の事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には 、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインの方法」という。）によって会議を開くことができる。	○	○				
宮城県	（委員会開催の特例） 第十四条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生又は育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは 、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会を開催することができる。	○	○	○	○	○	
埼玉県	（出席の特例） 第十条の二 委員長は、 感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは 、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条及び第三十三条第一項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。	○	○	○	○	○	
千葉県	（出席の特例） 第十二条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは 、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により、当該委員を当該場所以外の場所から委員会に参加させることができる。	○	○				
神奈川県	（出席の特例） 第十一条の二 委員長は、委員について、 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは 、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。	○	○			○	
静岡県	第十条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合	○	○	○	○	○	
愛知県	（出席の特例） 第十一条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは 、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。	○	○			○	
京都府	（開催方式の特例） 第十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。 一 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合 二 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合 三 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合	○	○	○	○		

	委員会条例等におけるオンライン出席（開会）の規定	大規模な災害の発生	感染症のまん延	育児	介護	その他	備考
大阪府	（出席方法の特例） 第十二条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員がある場合 において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）より、当該委員を委員会の開会場所以外の場所から委員会に出席させることができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。	○	○	○	○	○	
兵庫県	（開催方法の特例） 第十条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合 には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインの方法」という。）を利用して委員会を開催することができる。	○	○	○	○	○	
広島県	（委員会の開催方法の特例） 第十一条の二 委員長は、 重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難であると認める場合 には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開催することができる。	○	○				
福岡県	なし						
標準都道府県議会委員会条例	<u>（出席の特例）</u> 第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 <u>（開会の特例）</u> 第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合	○	○	○	○	○	

11道府県における状況（委員会のオンライン出席の対象事由）

	委員会のオンライン出席（開会）①				
	オンライン出席（開会）の対象事由 （災害・感染症・育児・介護・その他）について、下位規程等で定義を具体的に定めているか	定めている場合の定義			
		大規模な災害の発生	（重大な）感染症のまん延	育児	介護 その他 （やむを得ない事由等を含む）
北海道	定めている	地震、台風、豪雨、豪雪、洪水等の自然災害の発生により、公共交通機関及び幹線道路が利用できなくなるなど、参集することが困難な場合	社会経済に影響を及ぼす感染症の感染が拡大し、そのまん延防止を図る必要がある場合	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）
宮城県	定めている	宮城県災害対策本部が設置される災害が発生したとき。	・本人が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上に規定する感染症に罹患し、感染症法上の入院勧告若しくは就業制限を受けているとき又は医師等から外出自粛を推奨されているとき。 ・感染症法第44条の3第1項の規定による行動制限を受けているとき。 ・その他、保健所等からの行動制限の要請を受けているとき。	本県職員の育児に関する休業と同様に、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日までを対象としている。	本県職員の介護に関する休業と同様に、対象範囲は配偶者・父母・子・配偶者の父母等としている。 宮城県議会会議規則第2条（欠席の届出）に規定する「その他のやむを得ない事由」に該当する場合で、本人の状況からオンライン出席が可能で、かつ、本人がオンライン出席を希望する場合
埼玉県	定めていない	—	—	—	—
千葉県	定めていない	—	—	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）
神奈川県	定めていない	—	—	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）
静岡県	定めている	—	—	小学校就学始期に達するまでの子の養育	配偶者、父母、子及び配偶者の父母、祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹、同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
愛知県	定めている	その発生により、公共交通機関及び幹線道路が利用できなくなるなど、事実上参集することが困難であると当該委員が判断した場合とするものとする。	「重大な感染症」については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が対象とする感染症のような社会経済に影響を及ぼす感染症の感染拡大が発生した場合を基本とし、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。新型インフルエンザ等対策特別措置法が対象とする感染症により参集することが困難な場合については、保健所等の要請により、外出を控える必要がある者（無症状又は軽症の感染者、濃厚接触者等）とするものとする。	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない） 令和2年10月の愛知県議会委員会条例改正時において予見することが困難な危機事案が発生した場合を基本とし、今後、地方議会をとりまく環境をはじめとする社会情勢の変化に応じて対応すべきと考えられる事由も含め、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。
京都府	定めていない	—	—	—	（対象事由となっていない）
大阪府	定めていない	—	—	—	—
兵庫県	定めている	交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員	①重大な感染症の陽性が判明した委員②濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員③感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員④高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員	乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員	介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員
広島県	定めている	地震や大雨などの災害発生により交通遮断され、登庁できない場合	感染症法上の第3類（就業制限）以上の行動制限に伴い、登庁できない場合	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）

	委員会のオンライン出席（開会）②										
	定めていない場合、どのような状況であるときに対象事由として認めるか					オンライン出席（開会）の事例		オンライン出席（開会）の申請時に 具体的な理由の記載を求めているか		育児・介護を対象事由として規定していない具体的な理由	
	大規模な災害の発生	（重大な）感染症のまん延	育児	介護	その他 （やむを得ない事由等を含む）	事例の 有無	具体的な事例	育児	介護	育児	介護
北海道	—	—	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	なし	—	—	—	議会運営委員会において協議してきたが、令和6年3月、他都府県の動向や運用状況を参考に必要に応じて検討することとした。	
宮城県	—	—	—	—	—	なし	—	求めている	求めている	—	—
埼玉県	委員長において判断	委員長において判断	委員長において判断	委員長において判断	委員長において判断	あり	該当事由：感染症のまん延 具体的事例：新型コロナウイルスの濃厚接触者、新型コロナウイルス罹患	求めていない	求めていない	—	—
千葉県	条例制定から現在に至るまでオンラインでの委員会出席を行った例はないが、状況判断の上、委員長及び議会事務局において協議を行い、事由として認めるものと思料される。	条例制定から現在に至るまでオンラインでの委員会出席を行った例はないが、状況判断の上、委員長及び議会事務局において協議を行い、事由として認めるものと思料される。	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	なし	—	—	—	大規模な災害の発生・感染症のまん延以外の事由については、議員の意向を確認しながら策定するものとの判断がなされたところであるが、現在、議会内部ワーキンググループにおいて検討中である。	
神奈川県	委員長が、委員につき、委員会招集場所に参集困難と認めるとき	委員長が、委員につき、委員会招集場所に参集困難と認めるとき	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	委員長が、委員につき、委員会招集場所に参集困難と認めるとき	なし	—	—	—	その他やむを得ない事由の中で、個別具体的に判断することを想定している。	
静岡県	委員長において判断	委員長において判断	—	—	委員長において判断	あり	該当事由：その他のやむを得ない事由 具体的事例：委員本人の病気	求めている	求めている	—	—
愛知県	—	—	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	—	なし	—	—	—	令和5年10月に標準委員会条例が改正されて以降、具体的な検討がなされていないため	
京都府	正副委員長で協議の上決定	正副委員長で協議の上決定	正副委員長で協議の上決定	正副委員長で協議の上決定	（対象事由となっていない）	なし	—	求めていない	求めていない	—	—
大阪府	大規模災害等で交通が途絶しているなど委員会の開会場所への参集が困難である場合	重大な感染症に多くの委員が感染するなど委員会の開会場所への参集が困難である場合	委員長において判断	委員長において判断	委員長において判断	あり	—	求めている	求めている	—	—
兵庫県	—	—	—	—	特に定めていない	なし	—	求めている	求めている	—	—
広島県	—	—	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	（対象事由となっていない）	なし	—	—	—	広義の危機管理対応として、委員会での執行部からの資料説明の聴取や発言の機会を確保するため、オンライン委員会を開催できる規定を新設したのであり、審議に支障を生じない程度の負傷や疾病にり患、あるいは育児や介護に関わる議員などのオンラインによる出席については、委員会にも準用する広島県議会会議規則の欠席事由を令和3年2月定例会において見直した直後であったため、引き続き、慎重に検討する必要があるが、規定していない。	

本会議の欠席事由の規定の状況（１３都道府県・標準都道府県議会会議規則）

	会議規則における欠席事由の規定	公務	疾病	出産	育児	介護	看護	配偶者の 出産	産前産後期間 の明示 (産前８週、 産後８週)	備考
東京都	(欠席の届出) 第十一条 議員が 疾病、出産、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事故のため出席できない ときは、その理由を付けて、当日の開議時刻前に、議長に届出なければならない。		○	○		○	○	○		欠席事由として「家族の弔事」も明記
北海道	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、議員が 出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮城県	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、議員が 出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	(欠席の届出) 第七条 議員は、 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できない ときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ議長に届け出なければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、議員が 出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できない ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、議員が 出産により会議に出席できないときは、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、会議に出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	(欠席の届出) 第十条 議員は、 公務、病気、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。 ２ 議員が 出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、議員が 出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	

	会議規則における欠席事由の規定	公務	疾病	出産	育児	介護	看護	配偶者の 出産	産前産後期間 の明示 (産前8週、 産後8週)	備考
愛知県	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の出産には、 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの間 にあることを含むものとする。	○	○	○	○	○	○	○	△ ※	※産前6週 産後8週
京都府	(欠席の届出) 第二条 議員は、 疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、 当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産支援その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは 、その理由を付け、議長に届け出なければならない。 2 前項に規定する場合において、議員が出産のため会議に出席できないときは、 当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	(欠席の届出) 第十三条 議員は、 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは 、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。	○	○	○	○	○	○	○		欠席事由として 「家族の葬儀」 も明記
広島県	(欠席等の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、 当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	(出席の届出) 第二条 2 議員が、 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席しようとするときは 、第二号様式により、その理由を付して議長に届け出なければならない。散会前に退場する場合も、また同様とする。 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、第二号の二様式により、 当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
標準都 道府県 議会会 議規則	(欠席の届出) 第二条 議員は、 公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。） 、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、 当該出産の予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内 で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	

11道府県における状況（本会議の欠席事由）

	育児・介護を理由とした欠席の届出						
	育児・介護を理由とした欠席の定義を、下位規程等で具体的に定めているか	定めている場合の定義		定めていない場合、どのような状況であるときに欠席と認めているか		欠席届への具体的な理由の記載を求めているか	
		育児	介護	育児	介護	育児	介護
北海道	定めていない	—	—	本人から議長に届出があった場合	本人から議長に届出があった場合	求めていない	求めていない
宮城県	定めていない	—	—	子を養育するために合理的理由がある場合	介護するために合理的な理由がある場合	求めている	求めている
埼玉県	定めていない	—	—	会議規則上「育児」の記載のみで、具体的な判断基準はない。	会議規則上「家族の看護・介護」の記載のみで、具体的な判断基準はない。	求めていない	求めていない
千葉県	定めていない	—	—	これまで育児を理由とした欠席の届出はない。	これまで介護を理由とした欠席の届出はない。		
神奈川県	定めていない	—	—	実績なし	実績なし	求めていない	求めていない
静岡県	定めていない	—	—	その都度判断する。なお、事例はない。	その都度判断する。なお、事例はない。	求めている	求めている
愛知県	定めていない	—	—	育児を理由として欠席した事例なし	介護を理由として欠席した事例なし	求めている	求めている
京都府	定めていない	—	—	具体的な判断基準はない。	具体的な判断基準はない。	求めていない	求めていない
大阪府	定めていない	—	—	育児を理由とする欠席届を議長に届け出た場合	介護を理由とする欠席届を議長に届け出た場合	求めていない	求めていない
兵庫県	定めていない	—	—	状況について明確な条件や範囲はなく、事案毎に判断している。	状況について明確な条件や範囲はなく、事案毎に判断している。	欠席届に理由を付すことは求められる	欠席届に理由を付すことは求められる
広島県	定めていない	—	—	申し出により個別に判断	申し出により個別に判断	求めていない	求めていない